

## ○地方公営企業法第39条第 2 項の規定に基づき 企業長が定める職の範囲に関する規則

制 定	昭和42年 2月28日	規則第 2号
改 正	昭和42年 4月 1日	規則第 4号
	昭和45年 7月 6日	規則第 2号
	昭和47年 5月19日	規則第 2号
	平成 9年 3月28日	規則第 2号
	平成18年 4月 1日	規則第 6号
	平成22年 3月31日	規則第 3号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、企業職員のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第 2 項の規定に基づき企業長が定める職の範囲を定めるものとする。

一部改正〔昭和42年規則第 4号〕

(範囲)

**第 2 条** 前条に規定する職の範囲は、部、課、場、センター、所、室及び係の長並びに参事、次長、主幹、副場長、副所長及び主査とする。

一部改正〔昭和42年規則第 4号、昭和45年規則第 2号、昭和47年規則第 2号、平成 9年規則第 2号、平成18年規則第 6号、平成22年規則第 3号〕

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年 1月 1日から適用する。

**附 則** (昭和42年 4月 1日規則第 4号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和42年 4月 1日から施行する。

(経過規定)

2 この規則の施行前にした、それぞれの規定による手続、その他の行為は、改正後の規定によるものとみなす。

**附 則** (昭和45年 7月 6日規則第 2号)

この規則は、昭和45年 7月 7日から施行する。

**附 則** (昭和47年 5月19日規則第 2号)

1 この規則は、昭和47年 5月20日から施行する。

2 この規則施行の際、既に調整済の様式による用紙については、この規則にかかわらず当分の間従前の用紙を使用することができる。

**附 則** (平成 9年 3月28日規則第 2号)

この規則は、平成 9年 4月 1日から施行する。

**附 則** (平成18年 4月 1日規則第 6号)

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

**附 則** (平成22年 3月31日規則第 3号)

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。